

令和2年度
監査のあらまし



駿府城公園のお堀を望む『ホリノテラス』で賑わい空間の創出
(写真提供：都市計画課)

静岡市監査委員

令和3年6月

目 次

1	監査委員制度と委員の役割	1
2	監査委員、監査委員事務局	2
	●令和2年度の監査委員	2
	●監査委員協議会の実施状況	3
	●監査等に要する経費（令和2年度決算見込額）	6
	●監査委員事務局	6
3	監査等の種類	7
4	年間計画、監査等の流れ	9
5	監査運営の実施方針	11
6	監査等の実施状況及び結果の概要	13
	●定期監査	13
	●学校監査	15
	●工事監査	18
	●行政監査（テーマ監査）	19
	●財政援助団体監査	20
	●出資団体監査	21
	●指定管理者監査	23
	●決算審査	24
	●財政健全化法に関する審査	26
	●例月現金出納検査	27
7	住民監査請求監査	28
8	外部監査	31

ホリノテラスがあるのは外堀なんだけど、
二ノ丸堀（中堀）では、葵舟という船も運行して
いて、お堀からの景色を楽しめるよ♪

ホリノテラスは、市内で2例目の都
市再生推進法人による空間活用事業
なんだ！令和3年3月には、民営の
カフェもオープン。僕も桜を見なが
らお茶しに行くんだ♪



カンガルーの監司^{かんじ}

1

監査委員制度と委員の役割

地方公共団体における監査は、それぞれの地方公共団体に置かれる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

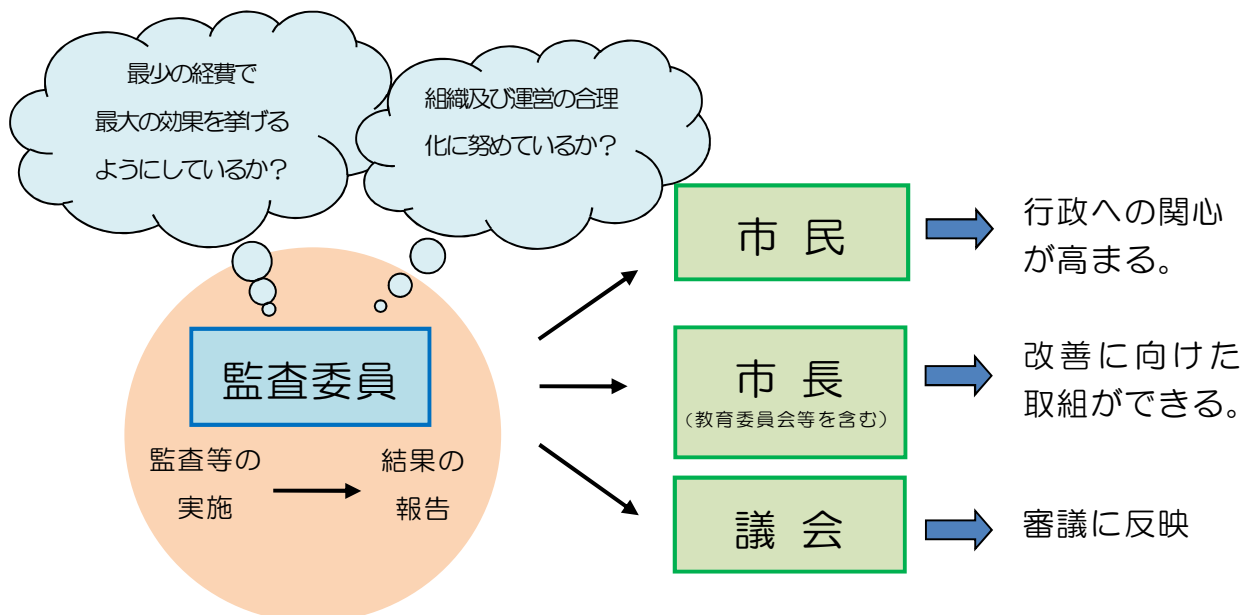
監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。監査委員の定数は地方公共団体により異なりますが、政令市である静岡市では4人（識見を有する識見委員2人と議員から選任される議選委員2人）となっており、それぞれ個別の権限（独任制）で監査を行っています。監査委員“会”ではなく、監査委員というのは独任制が採られているからです。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性はどうかといった観点により監査等を実施し、これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

監査等の結果は、市長や議会、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、市民の皆さんには、市報に登載するほか、静岡市のホームページで広くお伝えしています。

市報は、各区役所の市政情報コーナーや図書館等のほか市のホームページで閲覧できます。

静岡市のホームページ<監査> https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000334.html



2

監査委員、監査委員事務局

● 令和2年度の監査委員

区 分	氏 名 (就任期間)	備 考	
識見委員 代表監査委員	村 松 眞 (H26.9.14~R3.3.31)	元市職員 (総務局長)	常 勤
識見委員 (代表監査委員職務代理者)	白 鳥 三和子 (H31.4.24~)	公認会計士	非常勤
議選委員	山 根 田鶴子 (R2.5.20~ R3.3.31)	市議会議員	非常勤
議選委員	山 本 彰 彦 (R2.5.20~ R3.3.31)	市議会議員	非常勤



定期監査本監査

● 監査委員協議会の実施状況

各協議会の会議録は、静岡市のホームページから御覧いただけます。

👉 https://www.city.shizuoka.lg.jp/630_000200.html

定例協議会

回数 開催日	主な内容
第1回 R2.5.8	1 令和2年3月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第1号 令和元年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について 協第2号 令和元年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について 協第3号 令和元年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について 協第4号 令和元年度決算に基づく公営企業（法非適用）経営健全化審査実施計画の策定について 協第5号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について
第2回 R2.6.10	1 令和2年4月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第6号 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案に対する意見について 協第7号 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例案に対する意見について 協第8号 指摘事項に対する措置状況（定期監査、学校監査及び指定管理者監査）の公表について
第3回 R2.7.2	1 令和2年5月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第9号 令和2年度出資団体監査実施計画の策定について 協第10号 令和2年度財政援助団体監査実施計画の策定について 協第11号 令和2年度指定管理者監査実施計画の策定について 協第12号 令和2年度学校監査実施計画の策定について 協第13号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について
第4回 R2.8.6	1 令和2年6月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第14号 令和2年度工事監査実施計画の策定について
第5回 R2.9.2	1 令和2年7月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第19号 令和元年度井川財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第20号 令和元年度両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第21号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について

回数 開催日	主な内容
第 6 回 R 2 . 1 0 . 5	1 令和2年8月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第22号 令和2年度定期監査実施計画の策定について 協第23号 令和2年度定期監査（財産区）実施計画の策定について 協第24号 令和2年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について 協第25号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 7 回 R 2 . 1 0 . 3 0	1 令和2年9月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第26号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 8 回 R 2 . 1 1 . 3 0	1 令和2年10月分例月現金出納検査 2 協議会議事 なし
第 9 回 R 3 . 1 . 5	1 令和2年11月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第27号 令和2年度学校監査結果報告書・指導事項について 協第28号 令和2年度財政援助団体等監査結果報告書・指導事項について 協第29号 令和3年度包括外部監査契約に伴う意見聴取について
第 1 0 回 R 3 . 2 . 1	1 令和2年12月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第30号 住民監査請求の受理・不受理の決定について（令和3年1月19受付）
第 1 1 回 R 3 . 3 . 1	1 令和3年1月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第31号 令和2年度工事監査結果報告書・指導事項について 協第32号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について
第 1 2 回 R 3 . 3 . 3 0	1 令和3年2月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第35号 令和2年度定期監査結果報告書・指導事項について 協第36号 令和2年度財産区（井川・両河内）定期監査結果報告書・指導事項について 協第37号 令和2年度行政監査（テーマ監査）結果報告書・指導事項について 協第38号 令和2年度包括外部監査結果の意見の有無について 協第39号 指摘事項に対する措置状況（定期監査、学校監査及び財政援助団体等監査）の公表について 協第40号 令和3年度静岡市年間監査計画の策定について 協第41号 令和2年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について 協第42号 令和2年度決算に基づく公営企業（法適用）経営健全化審査実施計画の策定について 協第43号 令和2年度内部統制評価報告書審査実施計画の策定について

臨時協議会

回数 開催日	主な内容
第 1 回 R 2 . 8 . 1 7	協議会議事 協第15号 令和元年度公営企業会計決算審査意見書について 協第16号 令和元年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について 協第17号 令和元年度決算に基づく財政健全化審査意見書について 協第18号 令和元年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書について
第 2 回 R 3 . 3 . 8	協議会議事 協第33号 令和2年度包括外部監査結果の公表について 協第34号 住民監査請求監査結果の決定について（令和3年1月19受付）

● 監査等に要する経費（令和2年度決算見込額）

報酬	5,609千円
給料・手当等	96,029千円
旅費	50千円
交際費	0千円
需用費	834千円
委託料	352千円
使用料及び賃借料	255千円
負担金、補助及び交付金	248千円
合計	103,377千円

※報酬、給料・手当等については、監査委員4人（常勤1人、非常勤3人）及び事務局職員13人分の金額

● 監査委員事務局（令和2年4月1日現在）→監査委員を補助する組織です。

事務局長 — 事務局次長 一次長補佐

（監査第1係長兼務）

監査第1係（5人）

行政監査（テーマ監査）、学校監査、住民監査請求監査、庶務事務等

監査第2係（3人）

各種会計決算審査、財政援助団体等監査、工事監査等

監査第3係（3人）

定期監査、公営企業会計決算審査、財政健全化法に関する審査等

静岡市監査委員事務局
でございます！



3

監査等の種類

※ 法 地方自治法
地公企法 地方公営企業法
財政健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

1 定期監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市における事務及び事業の執行全般を対象に、事務や事業が法令等に従って適正におこなわれているかという観点のもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して毎会計年度1回実施するものです。静岡市では、すべての所属（課等）の中から抽出により実施しています。

2 学校監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

学校における財務等に関する事務のうち、学校長の権限に係る事務を監査するため、市立小・中学校の中から抽出により監査委員や監査委員事務局職員が出向いて実施しています。

3 工事監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市が発注する工事に係る設計、施工等について年1回監査を実施しています。工事監査は、専門的な知識を必要とするため、書類や現場での技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施しています。

4 行政監査（テーマ監査）【法第199条第2項】

市の権限に属する事務が、効率的かつ効果的に行われているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置き、テーマを決めて監査します。

5 財政援助団体等監査【法第199条第7項】

（1）財政援助団体監査

市から補助金等の財政援助を受けている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事務が適法、適正かつ効率的に執行されているかについて監査を実施しています。

（2）出資団体監査

市の出資割合が25%以上などの条件を満たしている12団体の中から抽出し、事業は出資の目的に沿って執行されているか、経営成績、財政状態は良好であるかなどに主眼を置いて監査を実施しています。

（3）指定管理者監査

市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から抽出し、出納その他の事務の執行が適正に処理されているかについて監査を実施しています。

6 住民監査請求監査【法第242条第1項】

市長、委員会等の執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日（外部監査による場合は90日）以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

7 その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があった場合などに実施するものです。

- (1) 随時監査
- (2) 住民の直接請求に基づく監査
- (3) 議会の請求に基づく監査
- (4) 市長の要求に基づく監査
- (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査
- (6) 職員の賠償責任に関する監査

8 決算審査【法第233条第2項、法第241条第5項、地公企法第30条第2項】

市長等から審査に付される各種会計（一般会計、特別会計）及び基金運用状況、企業会計、財産区会計について、主に計数を確認し、予算執行が適正に行われているかについて審査し、市長等に対して意見書を提出します。

9 財政健全化法に関する審査【財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審査に付された健全化判断比率及び各企業会計の資金不足比率について、算定された比率が適正であるかどうかについて審査を実施しています。

10 例月現金出納検査【法第235条の2第1項】

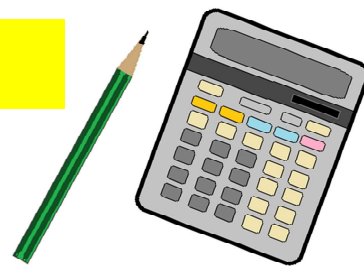
市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められています。静岡市では、各種会計（一般会計、特別会計）、企業会計及び財産区会計を対象に実施しています。

（参考） 外部監査【法第252条の27】

監査委員監査とは別の監査制度として、市が公認会計士、弁護士など専門的知識を有する外部の者に監査を委託するものです。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があります。

4 年間計画、監査等の流れ



静岡市年間監査計画に基づき、令和元年度に実施した監査等のスケジュールは次のとおりです。

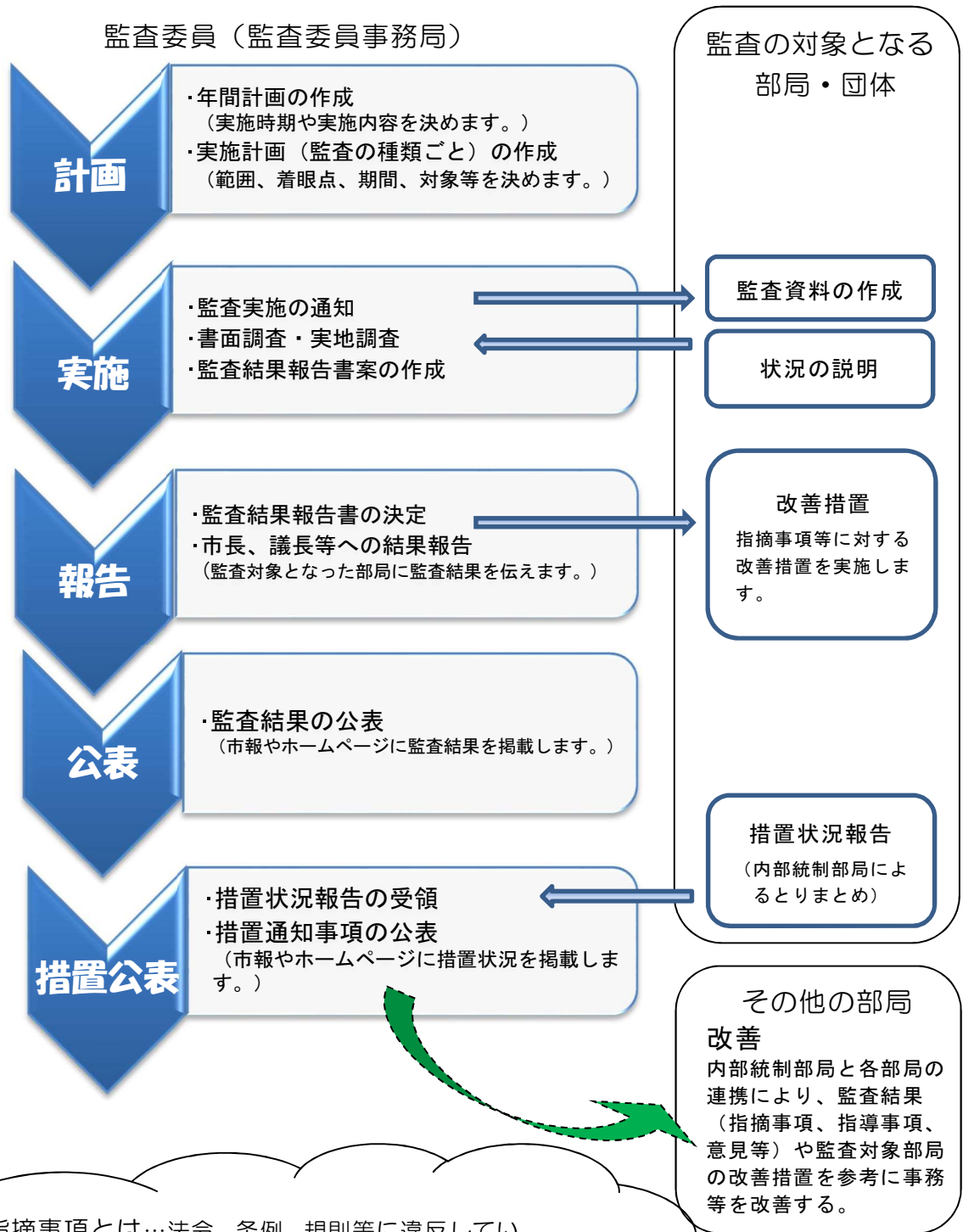
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期 監査												
学校 監査												
工事 監査												
行政監査 (テーマ監査)												
財政援助 団体監査												
出資団体 監査												
指定管理 者監査												
決算 審査												
健全化 審査												
例月現金 出納検査												
住民監査 請求監査												

【外部監査】

包括外部 監査	
------------	--

※各監査等の実施状況及び結果の概要は13頁～31頁を御覧ください。

一般的な監査の流れは次のとおりです。



指摘事項とは…法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項（地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表します。）

指導事項とは…指摘事項以外で、軽微な誤りと認められる事項



5

監査運営の実施方針

令和2年度は以下の方針に従って監査を実施しました。

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号（以下「基準」という。））に従い、違法又は不正の指摘に留まらず、指導的観点に立って監査等を実施することにより、市の行政の適法性、効率性、経済性及び有効性の確保に資するとともに、市から独立した執行機関として、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めることを旨として、基準第12条第1項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

1 内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査の牽制機能を発揮する。

2 積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究

監査等の実施に当たっては、地方自治法改正等に係る国の動向、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

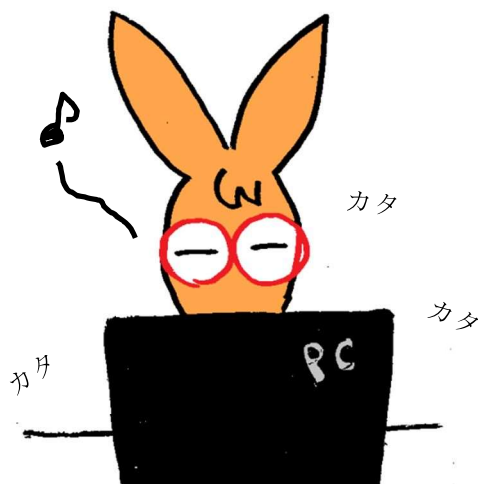
3 市民へのわかりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、これらの監査情報を適時ホームページに公開していく。

4 監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第1項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。



6

監査等の実施状況及び結果の概要

定期監査

監査対象 57所属及び2財産区

監査期間 令和2年11月9日～令和3年3月30日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、25件の指摘と40件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください。）。また、14件の意見を付しました。

★主な指摘事項

- ・委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について【ICT推進課】・・・合規性の観点

静岡市マイキーID設定に係るコールセンター業務委託契約について、書面による本市の承認手続等を経ることなく業務が再委託されていました。

- ・郵券購入における事務処理の不備について【葵区戸籍住民課】・・・合規性の観点（3件）

郵便切手等の管理状況について、購入した郵便切手等についての郵便切手等受払簿に記録された受入日が納品書に記載された納入日と一致していないものがあり、確認した結果、次の3点の不備が明らかとなりました。

- ① 郵便切手を購入する際に担当者が納品書や請求書に会計処理上都合のよい日付を自ら記載し、会計処理をしたことにより、結果的に支払遅延防止法の求める期限を超過した支払を行っていました。
- ② 購入した郵便切手等についての受払簿を作成しておらず、監査の実施に合わせて急遽作成して取り繕っていました。
- ③ 急遽作成した受払簿において、令和2年11月5日に発送のためレターパックプラスを6枚使用したものと記載していましたが、実際には同年10月9日に購入したものを駿河区戸籍住民課に5枚を払い出していたことが判明し、あたかも同年11月5日に所管課がレターパックプラスを使用したかのように偽装していました。

●主な意見

・女性消防吏員の活躍推進について【消防総務課】

本市では、「静岡市職員のための子育て・女性活躍支援プラン」において、全消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに5%に引き上げるとする目標を掲げているところですが、令和2年4月時点で3.96%にとどまっており、中間目標値の4.15%にも届いていない状況です。

消防局では、目標達成に向けて女性受験者の増加対策、女性消防吏員の職域拡大や職場環境の整備などに取り組んでいますが、その一方で、5年間で5人の退職者が出るなど課題も抱えています。

「消防は男性の職場」という思い込みを払拭するのは容易ではありませんが、現在行っている情報発信にいかにか戦略広報の手法を取り入れるかなど、幅広く局間連携することによって、課題の解決を求めました。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した16件の業務については、全件について改善を図ったとの報告を受けていましたが、改善状況を確認した結果、そのうちの1件については改善されていなかったため、改めて指摘しました。

・郵便切手購入における支出事務の不備について【日本平動物園】

郵便切手を購入する際に担当者が納品書や請求書に会計処理上都合のよい日付を自ら記載し、会計処理をしたことにより、結果的に支払遅延防止法の求める期限を超過した支払を行っていました。

《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：戦略広報の更なる推進】

情報を届けるターゲットを明確にした上での「伝わる広報」を意識した取組を継続すること及び多種多様な情報を適切に組み合わせることで更なる効果の発揮を職員一人ひとりが意識をしてゆくことが求められます。

これからの本市の戦略広報がハブ拠点たる広報課と戦略広報監のリーダーシップの下に更に推進・深化されてゆくことが望まれることを伝えました。

学 校 監 査

監査対象 清水区（小学校30校、中学校16校）

監査期間 令和2年9月11日～令和3年1月5日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、10件の指摘と15件の指導を行いました。

また、静岡型小中一貫教育における幼小接続について意見を付しました。



★主な指摘事項

薬品類の管理状況（理科薬品）

学校教育課長及び教育センター所長の発した通知によれば、理科薬品の点検及び管理に当たっては、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが求められていますが、毒物・劇物として扱うべき薬品が存在しているにもかかわらず、その状況の記録を別冊につづることなく、一般薬品の管理記録と合わせて一冊の簿冊で管理していました。

なお、上記通知では、薬品使用管理簿と毒物・劇物使用管理簿との関係が判然としないばかりか、仕切紙により区切れば同一簿冊内で両者を編てつすることも認められるとする取扱いの実態があり、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが徹底されない背景となっているものと考えられます。

【清水入江小学校、清水高部小学校】

理科薬品の毒物及び劇物は、その管理状況を毒物・劇物使用管理簿に記録することとされていますが、劇物薬品であるクロロホルム及び水酸化バリウムが、一般薬品使用管理簿にて記録されていました。

【清水庵原中学校】

☆措置状況【学校教育課・教育センター】

教育委員会が指摘のあった清水入江小学校及び清水高部小学校を訪問し、毒物・劇物使用管理簿が一般の薬品使用管理簿とは別の簿冊で綴られていることを確認しました。

また、静岡市立学校文書取扱要領の別紙2公文書分類表中「理科薬品管理簿」を「理科薬品管理簿（一般）」と「理科薬品管理簿（毒物・劇物）」に改め（令和3年4月1日適用）、それぞれ別冊で管理することを明記しました。

教育委員会が指摘のあった清水庵原中学校を訪問し、劇物であるクロロホルム及び水酸化バリウムが毒物・劇物使用管理簿に記録されていることを確認しました。



理科準備室毒物・劇物使用管理簿の確認（清水庵原中学校）

★指摘事項

薬品類の管理状況（農薬）

農薬を使用した場合は、農薬取締法等により、使用年月日、場所及び使用量等を記録することとなっています。

① 殺虫剤1種類について、農薬使用管理簿が作成されていませんでした。

【清水第六中学校】

② 除草剤2種類について、使用の状況を適切に記録していなかったことにより、残量が正しく記載されていませんでした。

【清水第七中学校】

☆措置状況【教育施設課】

教育委員会が指摘のあった清水第六中学校及び清水第七中学校を訪問し、農薬及び農薬使用管理簿が適切に管理できていることを確認しました。また、全小中学校に対し、農薬の使用及び記録・保管等の留意事項を通知するとともに、点検を実施し、周知徹底を図りました。

今後、学校を訪問した際には、農薬の管理状況を確認するとともに、定期的に農薬使用管理簿を点検します。



●意見

・静岡型小中一貫教育における幼小接続について

本市は、令和4年度の静岡型小中一貫教育の全校実施に向けて平成28年度に「カリキュラム・基本的な考え方」を策定し、各小中学校のグループ化を進めた上で準備作業を進めています。この「基本的な考え方」の視点2「9年間を見通した教育課程の編成・実施」では、幼小の接続を進め、スタートカリキュラムを実施する旨が示され、「カリキュラム・解説」においてはこども園等でのアプローチカリキュラムの実施状況を踏まえた上で幼小接続の工夫を行うことなどが説明されています。さらに、静岡型小中一貫教育における教育課程は、9年間の連続性・系統性を強化する「たての接続」の前提として幼小接続を位置付ける仕組みとする一方で、視点4「地域との連携を図る」における地域社会に開かれた教育課程の実現を目指すため、グループ校ごとに設置される小中一貫教育準備委員会での教育課程の評価・検証を行うことによって「よこの連携」につなげようとするものとなっています。

もとより、幼小接続は、小中一貫教育を実施するしないにかかわらず重視されるべきものでありますが、このような形で静岡型小中一貫教育のシステムに幼小接続を組み込んだ上で地域とのつながりに重点を置く試みは、特徴的なものとして評価されます。

前記の解説においては、小中一貫教育準備委員会の構成員として小中学校の代表、保護者の代表、地域の代表と並んでこども園等の代表を加えることを規定し、教育構想の共有や教育課程に基づく支援などを行うこととしていることから、幼小接続の重要性が地域に浸透し、地域住民の理解を得た上で、小中一貫教育準備委員会が将来的に学校運営協議会へと円滑に移行することが展望されるものとなっていることが窺われます。

このような視点から、本年度の学校監査において対象となった清水区の小中学校の状況を見ると、区内16のグループ校に設置されている小中一貫教育準備委員会のうち、地域のこども園、幼稚園、保育所などの就学前教育を担う組織の代表を構成員として加えていたのは半数の8グループ校にとどまっていました。こども園等の代表を構成員に加えていたグループ校では、小中一貫教育の9年間の教育課程の前提として就学前教育を一貫性のあるものとして位置付けていることや、地域内の教育機関としてこども園等の存在を認識し従前から連携を図る実績があったりしていることをその理由に挙げていた一方で、こども園等の代表を構成員に加えていなかったグループ校では、「カリキュラム・解説」の中で留意点として「委員の構成は地域や学校の実情に応じて決定すること」が示されていることから人数制限や小中連携を優先するなどの実情をもって加えなかった理由としていました。

学区が存在する小中学校と異なり、必ずしも地域とのつながりが強いわけではない就学前教育のありようからすると、前述した静岡型小中一貫教育における幼小接続の試みの実現には困難な面があることは想定されますが、令和4年度の静岡型小中一貫教育の全校実施が円滑かつ十全に行われるためにもこの幼小接続及びその点を踏まえた地域との連携の視点は欠かせないものと考えられることから、教育委員会は、全市域のグループ校の実情を改めて把握した上で、静岡型小中一貫教育カリキュラムの基本的な考え方の徹底を図る必要があり、また、それにより、将来的なコミュニティスクールの在り方にも一定の道筋が示されることにつながる可能性も考えられます。

工 事 監 査

監査対象 土木工事 2工事、建築工事 1工事、設備工事 2工事

監査期間 令和2年10月5日～令和3年3月1日

工事監査は、委託契約に基づき外部機関から派遣された3人の技術士により、施工中の建設工事を対象に、その計画、設計、積算、施工等が適正かつ効率的に行われているか、また、関係法令等に則り行われているか等について関係書類を調査すると共に、施工現場の調査も行いました。

なお、監査対象とした工事は次のとおりです。

【土木工事】

- 1 令和元年度 水港公災第1号 用宗漁港広野防波堤災害復旧工事
- 2 令和元年度 駿国道債第2号 (国) 150号久能拡幅(根古屋)道路改良工事

【建築工事】

- 1 令和元年度 市涯子未第1号 仮称飯田地区複合施設建築工事

【設備工事】

- 1 令和元年度 下建工第2807号 山原川左岸排水区高橋雨水ポンプ場電気設備工事
- 2 令和元年度 下建工第2806号 山原川左岸排水区高橋雨水ポンプ場沈砂池機械設備工事

監査の結果、1件の指導を行いました。
指摘事項はありませんでした。



用宗漁港広野防波堤災害復旧工事



(国) 150号久能拡幅(根古屋)道路改良工事

行政監査（テーマ監査）

テーマ 市立の高等学校における保護者からの徴収金の管理体制

監査対象 静岡市立高等学校、総務局コンプライアンス推進課

監査期間 令和2年11月9日～令和3年3月30日

テーマを「市立の高等学校における保護者からの徴収金の管理体制」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、1件の指導を行いました。また、下記のとおり意見を付しました。

●意見

・PTA関係徴収金について

静岡市立高等学校では、PTAを学校の運営又は教育活動に密接に関係する団体と位置付けていることから、PTA関係徴収金を準公金として取り扱っています。この徴収金については、公益上の必要性は一応説明できてもPTAが管理することが著しく困難であることを説明する必要がある上、市職員が勤務時間中にこの徴収金を取り扱うための地方公務員法上の課題（職務専念義務との関係）は整理されていませんでした。

小中学校では、過去の行政監査においてPTA会費を私的会費として学校預かり金と区別しながら学校職員が取り扱っている実態について指摘されている状況にあることから、教育委員会として、小中学校及び高校を含めた学校とPTAとの関係を改めて整理して、公益上の関与の度合いや法的な課題などについて適切に対処することが求められます。

・預かり金的徴収金について

預かり金的徴収金（教育活動の中で受益者負担の観点から徴収する徴収金）については、市準公金取扱基準上の準公金の範囲に含まれておらず、準公金に準じた取扱いをしています。その取扱いの根拠が曖昧なままとなっているため、その根拠付けを行う必要があります。

・全市的な立場からの準公金管理の在り方について

上記のとおり、徴収金の管理に根拠の曖昧な点や法律上の課題が散見していることから、全市的な準公金管理の在り方をどのような考え方に基づいて各部局の実情に配慮しながら進めてゆくのかを系統的に把握し、整理した上で積極的に指導助言を行うべき立場にあるコンプライアンス推進課は、教育委員会との連携を深めつつ改善に取り組む必要があります。

財政援助団体監査

- 監査対象 ①静岡市全国少年少女草サッカー大会開催事業補助金
【全国少年少女草サッカー大会実行委員会】
②静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金
【静岡市暴力追放推進協議会】
- 監査期間 令和2年8月14日～令和3年1月5日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、2件の指摘と2件の指導を行いました。

★指摘事項

静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金の事務処理について

① キャッシュカードの管理方法について

市準公金取扱基準では、準公金の管理に際してキャッシュカードを作成した場合、準公金管理責任者である課の所属長又は担当課長が直接管理することが求められています。

しかし、暴力追放推進協議会の運営に要する準公金を事務局として管理する生活安心安全課は、当該準公金に関するキャッシュカードを作成しながらも、準公金管理責任者ではない係長に管理させており、準公金管理責任者の責任が果たされていない結果となっていました。

② 公文書と補助事業者の文書の編てつについて

市公文書管理規則によれば、公文書はその保存期間が満了するまで、所定の文書庫において適正に保存されなければならないこととされていますが、本件補助金の交付に当たり市が補助事業者から収受し、市において保存すべき補助金交付申請書及び概算払請求書が、補助事業者の文書簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていました。

☆措置状況【生活安心安全課】

① 市準公金取扱基準の内容を課長以下担当者で確認し、準公金管理者である課長が管理するように改めました。

また、業務概要書にキャッシュカードは課長が管理する旨の記載をし、引き継いでいくこととしました。

② 課内研修の実施により文書管理の重要性について改めて認識を共有するとともに、出納状況の確認と併せて毎月、担当、係長、課長の順に編てつ状況についてチェックすることとしました。

出資団体監査

監査対象 ①公益財団法人するが企画観光局
②一般財団法人静岡市環境公社

監査期間 令和2年8月14日～令和3年1月5日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。監査の結果、4件の指摘を行いました。

また、3件の意見を付しました。



★主な指摘事項

- ・賞与引当金の計上について（公益財団法人するが企画観光局）

令和元年度決算の賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、1人の職員の支給見込額を二重に算入したことなどにより、賞与引当金が過剰に計上されていました。

☆措置状況【観光・MICE推進課】

賞与引当金計算時に担当者がミスなく取り組めるよう、必要な項目が設定されたセルフチェックシートの作成を指導し、その作成を確認しました。

また、算出根拠の詳細説明を決裁に添付することとし、顧問税理士や監事にもチェックを受ける体制を整備した旨の報告があり、これを了承しました。

★主な指摘事項

- ・退職給付引当金の計上について（一般財団法人静岡市環境公社）

退職給付引当金は、公社の経理規則により、決算において期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上するとされています。しかし、令和元年度決算において、本来と異なる方法で引当計上を行っており、その結果、引当金期末残高は本来の金額に比べ約2,700万円少ない状態となっていました。

☆措置状況【ごみ減量推進課】

公社の経理規則に従って適切に処理を行うように指導しました。公社からは、令和2年度予算を補正し、期末退職給与の要支給額に相当する金額を措置する予定である旨報告があり、これを了承しました。

●主な意見

(公益財団法人するが企画観光局)

・実施事業の対象地域の不整合状態について

するが企画観光局の実施する事業のうち、地域連携DMO事業は静岡県中部5市2町、MICE推進事業は4市、観光振興事業は静岡市のみを対象をしていますが、これら事業は本来ひとつの基本理念に基づいて総合的に推進されるべきと考えますので、このような不整合な状態に係る課題解決のための工程を速やかに作成し、計画的な研究・検討を行うことを求めました。

・賛助会員制度について

するが企画観光局の定款には賛助会員の規定がありますが、この位置付けを改めて整理し、賛助会員がするが企画観光局の事業実施の上でも欠かせない存在であることを規定上も明らかにした上で、実効性のある制度となるよう十分な検討を行うことを求めました。

(一般社団法人静岡市環境公社)

・一般廃棄物処理基本計画に示された各計画の実施について

静岡市の一般廃棄物処理基本計画に示されている不燃粗大ごみ戸別収集業務の民間委託化計画、し尿くみ取り業務の公社一本化・委託化計画の実現には様々な課題が輻輳しており、その具体化には困難が予想されますが、ごみ減量推進課のリーダーシップの発揮とパートナーである静岡市環境公社との連携によって困難を克服してゆく必要があることから、より一層両者の緊密な連絡・協調体制の構築を図ることを求めました。

指定管理者監査

監査対象 静岡市駿河生涯学習センター、静岡市小鹿老人福祉センター及び
静岡市南部勤労者福祉センター

【公益財団法人静岡市文化振興財団】

監査期間 令和2年8月14日～令和3年1月5日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、1件の指摘と5件の指導を行いました。



★指摘事項

所管課は、指定管理者の業務実績を評価する際に、所定のチェックリストを活用した十分な内容確認をしておらず、検査結果報告書の作成もしていませんでした。

これにより、事業報告の内容確認が不十分なものとなり、事業計画書に掲げられた業務の一部不履行等があっても、履行状況は適正であるとの誤った年度評価を行うおそれがある状態となっていました。

☆措置状況【商業労政課】

指定管理者制度の手引を再度確認し、チェックリストと検査結果報告書を作成することを事務マニュアル等に記載するとともに、課内において情報を共有しました。また、再発防止のため、手引の改定があった際は正副担当者と担当課長の3者で確認し、事務手続に漏れのないように努めることとしました。



現地調査（小鹿老人福祉センター）



説明聴取（駿河生涯学習センター）

決算審査

各種会計決算	審査期間	令和2年6月15日～令和2年8月17日
基金運用状況	審査期間	令和2年6月15日～令和2年8月17日
公営企業会計決算（病院事業、水道事業、下水道事業）		
	審査期間	令和2年6月1日～令和2年8月17日
財産区会計決算	審査期間	令和2年6月15日～令和2年9月2日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（病院事業・水道事業・下水道事業）、財産区会計決算（井川財産区・両河内財産区）を審査しました。

決算書類等の計数は、各種会計決算、公営企業会計決算及び財産区会計決算においていずれも正確（病院事業会計の一部を除く。）であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認めました。また、基金運用状況についても設置目的に沿って、おおむね適正に運用しているものと認めました。

●主な意見（各種会計決算）

令和元年度の各種会計決算状況を踏まえた本市の財政運営は、扶助費の増加などによる経常収支比率の悪化傾向が見られ、財政硬直化が進行しつつあるものの、過去最高となる市税収納率を記録するなどの努力により市税収入の順調な伸びを確保しており、一般会計では50億円余の実質収支を計上するなど、良好な結果となりました。しかし、令和2年に入ってから世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことが想定され、市民の健康維持と経済の維持の両立を図るための事務事業の見直しと財源対策は不可避のものとなることから、各局が総力を挙げてこの難局を乗り越えてゆくことが望まれます。

令和元年度の予算執行状況については、おおむね適正に執行されており、3次総後期実施計画の滑り出しは順調であったといえます。そのうち、重点プロジェクト事業とされるものの中から選定して審査した事業は、いずれも定められた方針に従い、真摯に取り組まれていましたが、これまで平成30年度決算審査や令和元年度定期監査の中で監査委員として要望してきている「先々を見据えた施策の展開」という観点からは、そのような方向性が確認されるものがある反面いくつかの事業で課題を残しているものもありました。

●主な意見（公営企業会計決算）

【病院事業会計】

清水病院の財政状態は、依然13億円余の累積欠損金が存在し、また実質損益においても6年連続で10億円を上回る赤字を計上するなど健全であるとはいえない状況です。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大など想定外の事態による収支悪化や、医師不足などの慢性的な課題も影響し、清水病院を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いていますが、高齢化社会において求められる総合的な医療提供を行うことができるという清水病院の「強み」を更に伸ばし、医師確保や病診連携推進による患者数増加を図ることによって現状打開につなげることを期待します。

また、令和元年度包括外部監査において指摘又は意見が付されたもののうち、市の経営支援の在り方及び清水区における医療体制との関わりについては、今後の議論の深まりが注目されます。一方、地域包括ケアシステムにおける清水病院の役割については、次期経営計画の中で方向性を明確にしてゆきたいとの回答がありましたが、今後も清水病院の強みでもある地域包括ケアシステムにおける各種機能が十全に発揮される事が望まれます。

【水道事業会計】

令和元年度水道事業の経営状況は前年度比減収・減益となり、11億6千万円余の当期純利益を計上したとはいえ、有収水量の減少傾向と管・施設の老朽化・耐震化対応などのコスト増加が続くことから、楽観視できない状況となっていました。それに加え、新型コロナウイルスの影響による料金改定延期などの要因により更なる給水収益の低下も懸念されることから、社会経済情勢の変化を的確に捉え、常に中長期の見通しをもった経営が望まれます。

さらに、今後のアセットマネジメントの統合的指針となる「水運用計画」の策定が本格化したことから、従来の計画を含め全体の計画について分かりやすく市民に示されるよう努めること、また水道事業の広域化についても、本市の主体的な広域連携の考え方に基づく施策展開が必要とされます。

【下水道事業会計】

下水道事業の決算については、有収処理水量1㎡当たりの処理損益が前年度比6.66円悪化したことなどにより、当年度純損益が3億8千万円余の減益となりました。これについては、安定的な下水道経営に対する市民の疑念が生じないように、諸計画について丁寧に説明してゆく必要があります。これに関し、有収率低下の主な原因となる不明水への対策については、中長期にわたり計画的かつ着実に進め、今後の有収率向上につなげることが期待されます。

また、下水道事業の広域化についても、水道事業と同様に本市の主体的な方向性を示し、全庁的な検討体制を踏まえたものとなる必要があります。

財政健全化法に関する審査

健全化判断比率の審査

審査期間 令和2年7月15日～令和2年8月17日

資金不足比率の審査

審査期間 令和2年7月3日～令和2年8月17日

令和元年度決算に基づく静岡市健全化判断比率

健全化判断比率	令和元年度静岡市	早期健全化団体	財政再建団体
実質赤字比率	—	11.25%～	20%～
連結実質赤字比率	—	16.25%～	35%～
実質公債費比率	6.4%	25%～	35%～
将来負担比率	48.9%	400%～	

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められました。

令和元年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

公営企業	令和元年度静岡市	経営健全化団体
病院事業会計	—（資金不足はありません）	20%～
水道事業会計	—（資金不足はありません）	
下水道事業会計	—（資金不足はありません）	
簡易水道事業会計	—（資金不足はありません）	
農業集落排水事業会計	—（資金不足はありません）	
中央卸売市場事業会計	—（資金不足はありません）	

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められました。



例月現金出納検査

各種会計、病院事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計について、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種検査資料により計数確認を行うとともに、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否を検査するほか、現金、預金残高を確認しました。

例月現金出納検査の対象	
各種会計	一般会計 特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市電気事業経営記念基金会計 ・ 静岡市土地区画整理清算金会計 ・ 静岡市競輪事業会計 ・ 静岡市国民健康保険事業会計 ・ 静岡市公共用地取得事業会計 ・ 静岡市農業集落排水事業会計 ・ 静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計 ・ 静岡市駐車場事業会計 ・ 静岡市介護保険事業会計 ・ 静岡市介護保険サービス会計 ・ 静岡市中央卸売市場事業会計 ・ 静岡市公債管理事業会計 ・ 静岡市後期高齢者医療事業会計 ・ 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計 基金（財政調整基金など47基金） 歳入歳出外現金（保証金、国庫金、県歳入金、その他） つり銭 財産区会計（井川財産区会計、両河内財産区会計）
病院事業会計	
水道事業会計	
簡易水道事業会計	
下水道事業会計	



7

住民監査請求監査

住民監査請求は、静岡市民（静岡市内に住所を有する方、市内に所在する法人）が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です（地方自治法第242条第1項）。

特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます（地方自治法第252条の43第1項）。外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合に、市長が議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることとなります。

令和2年度は住民監査請求が1件あり、監査の結果、一部棄却及び一部却下1件となりました。



住民監査請求に関する詳細は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006270.html

よくある質問

Q1 どんなことでも住民監査請求できますか？

A1 住民監査請求ができるのは、市長や市職員等に、次のような財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、以下のような場合をいいます。

(1) 違法又は不当な

- | | |
|--------------|--------------|
| ①公金の支出 | (補助金の支出など) |
| ②財産の取得、管理、処分 | (土地、建物、物品など) |
| ③契約の締結、履行 | (工事請負、購入など) |
| ④債務その他の義務の負担 | (借り入れなど) |

(2) 違法又は不当に

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①公金の賦課徴収を怠る事実 | (市税の徴収を怠る場合など) |
| ②財産の管理を怠る事実 | (損害賠償請求を怠る場合など) |

なお、上記(1)については、それぞれの行為が行われることが相当

の確実さで予測される場合も対象になります。これらの行為の日から 1 年以上経過している場合（（2）を除く）は、「正当な理由」がない限り請求することはできません。

Q2 行為の日から 1 年以上経過しているものについて住民監査請求をする場合の「正当な理由」とは、どのようなことですか？

A2 1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で「正当な理由」を説明していただく必要があります。「正当な理由」とは次のようなものです。

（1）当該行為が秘密裏になされたことにより、客観的に知ることが困難な状況にあった場合

（2）天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合

Q3 住民監査請求をするにはどうしたらよいですか？

A3 監査請求書を作成し、事実を証明する書面（公文書開示請求により開示を受けた文書や新聞記事の写しなど）を添付して提出してください。提出に当たっては、できる限り静岡市監査委員事務局（静岡市役所静岡庁舎新館 16 階）へ直接お持ちください。やむを得ない場合は、監査委員事務局に郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

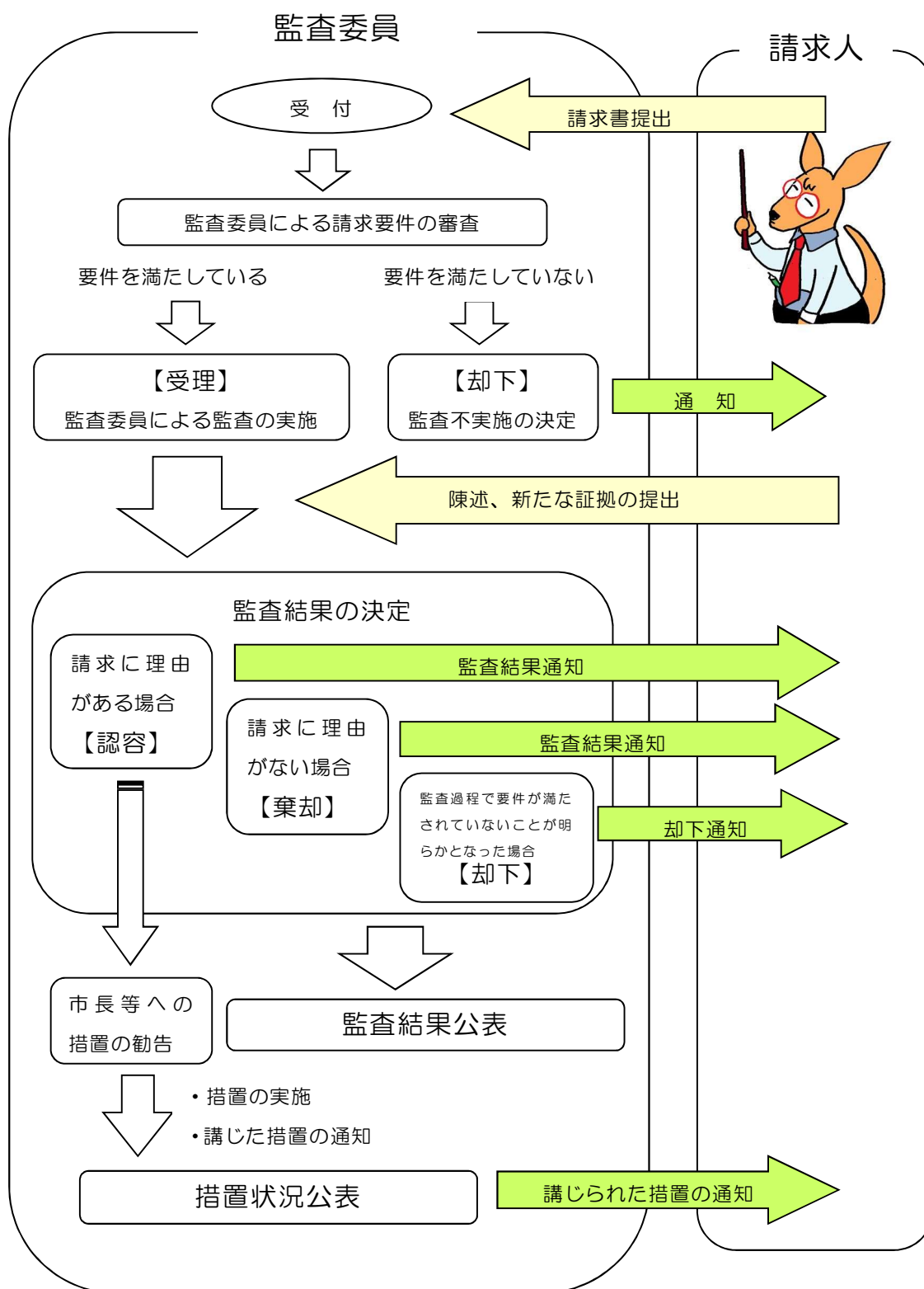
Q4 監査結果に不服がある場合はどうしたらいいのですか？

A4 請求人が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります（地方自治法第242条の2）。

なお、住民訴訟の対象事項は、違法な行為又は怠る事実に限られています。また、住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服のある場合（監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日（個別外部監査を実施した場合90日）以内に監査又は勧告を行わないとき	60日（90日）を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

住民監査請求 ~監査委員による監査の流れ~



8

外部監査

● 包括外部監査

包括外部監査制度は、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者（公認会計士や弁護士などの外部監査人）が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行う制度です（地方自治法第252条の27第2項）。

外部監査人がテーマを決めて監査を実施します。

令和2年度 テーマ	防災に関する事業の財務事務の執行について
監査の視点	①防災に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか ②防災に関する事業の財務事務の執行が、いわゆる3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、適正に実施されているか
監査対象部局	総務局危機管理課、保健福祉長寿局保健所生活衛生課、経済局農林水産部水産漁港課、都市局都市計画部公園整備課、建築部建築総務課・建築指導課・住宅政策課、建設局土木部建設政策課・河川課、道路部道路保全課、消防局消防部財産管理課・警防部警防課・救急課・指令課・航空課、上下水道局水道部経営企画課・水道総務課・水道基盤整備課・水道管路課・水道事務所、下水道部下水道計画課・下水道建設課・下水道維持課・下水道施設課、教育員会事務局教育局教育施設課
外部監査人	公認会計士 加山秀剛
実施期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

包括外部監査の結果は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001184.html



事務局職員：

監司くん、ハニカムスクエアで
タピオカミルクティー飲んじゃって！
待ち合わせでもしている？



写真提供：道路計画課

令和2年度 監査のあらまし

令和3年6月発行

【発行】

静岡市監査委員事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054(221)1139

FAX 054(254)0035



静岡市